

保 医 発 1 0 3 1 第 2 号 平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 長都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成28年3月4日付け保医発0304第3号)の一部を下記のとおり改正し、平成28年11 月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を お願いいたします。

記

- (7) 百日咳菌核酸検出
 - ア 百日咳菌核酸検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「7」HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)の所定点数に準じて算定する。
 - イ 本検査は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床診断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法により測定した場合に算定できる。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|---|
| 別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 | 別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 |
| 第2章 特揭診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 | 第2章 特揭診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 |
| D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 | D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 |
| (1)~(6) 略 | (1)~(6) 略 |
| <u>(7)</u> 百日咳菌核酸検出 | (新設) |
| ア 百日咳菌核酸検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定 | |
| ・定量検査の「7」HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV | |
| 核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)の所定点数に準じて算定す | |
| <u>3.</u> | |
| <u>イ</u> 本検査は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準 | |
| における臨床診断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法 | |
| により測定した場合に算定できる。 | |
| <u>(8)</u> ∼ <u>(21)</u> 略 | (7) \sim (20) 略 |
| | |